

ギャンブル等依存症対策推進本部幹事会（第2回）
議事要旨

1 日時

平成31年4月18日（木）11：15～11：45

2 場所

官邸2階小ホール

3 出席者

杉田内閣官房副長官、和泉内閣総理大臣補佐官、古谷内閣官房副長官補、中川ギャンブル等依存症対策総括官、井内消費者庁次長、橋本厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、開出内閣官房内閣審議官、徳永内閣官房内閣審議官、白川警察庁生活安全局長、松尾金融庁企画市場局参事官、林崎総務省自治財政局長、西山法務省政策立案総括審議官、清水文部科学省総合教育政策局長、富田農林水産省生産局畜産部長、井上経済産業省製造生産局長、水嶋国土交通省海事局長

4 議事内容

- 冒頭、徳永審議官から配布資料について説明があった。
- 次に、各省庁における今後のギャンブル等依存症対策の取組等に関して、以下の発言があった。

（井内消費者庁次長）

- ・ 消費者庁では、計画案の取りまとめを待つことなく、消費生活相談員向けの対応マニュアルの抜本見直しを始めとして、知識の普及、相談支援等の取組を推進してきた。
- ・ 直近においても、関係者会議での御意見も踏まえ、首相官邸メールマガジンによる発信を2回にわたって実施するなど、多様なツールを活用して知識の普及を進めている。
- ・ 来月の啓発週間との関連では、既に、経済団体等に青少年向けの啓発用資料を周知していただくなど、広範な関係者の御協力を得て、取組を進めている。その他に、県の消費者部局と保健部局が共同で講演会を開催するという先進事例もある。
- ・ 今後も、不断に取組の裾野の拡大に努めていく。

(橋本厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)

- ・ 厚生労働省では、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、
 - ① 全国の都道府県・政令指定都市での相談拠点や専門医療機関・治療拠点機関の早期整備、
 - ② 依存症問題に取り組む民間団体の活動支援、
 - ③ ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の養成、
 - ④ 依存症の正しい知識等の普及啓発やギャンブル等依存症問題の実態把握などを実施することで、取組の充実を図ることとしている。
- ・ 更に、5月のギャンブル等依存症問題啓発週間に関連して、5月12日に横浜市でギャンブル等依存症問題に関するシンポジウムを開催する。
- ・ 引き続き、本計画の趣旨を踏まえ、関係省庁や地方自治体、民間団体との連携を一層密にし、ギャンブル等依存症対策の推進を図っていく。

(富田農林水産省生産局畜産部長)

- ・ 競馬におけるギャンブル等依存症対策については、他の公営競技に先駆けて家族申告による競馬場等への入場制限の措置を講ずるなど、これまでも、積極的に対応してきたところである。
- ・ 新たなギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、これまでの取組に加え、
 - ① 宣伝広告における新たな指針作り
 - ② 個人認証システムの研究やATMの撤去などのアクセス制限の更なる強化
 - ③ 自助グループ等に対する経済的支援の検討など、より踏み込んだ対策を盛り込んだところである。
- ・ 農林水産省としては、関係省庁と連携しつつ、基本計画の実行に万全を期すとともに、基本計画の検証・見直しにもしっかりと取り組んでいく所存である。
- ・ また、5月14日から始まる啓発週間においては、大学生向けのセミナーや、SNS等による啓発活動など、青少年や若い世代に対する依存症問題に係る知識の普及に積極的に取り組んでいく所存である。

(井上経済産業省製造生産局長)

- ・ 経済産業省は、競輪・オートレースにおけるギャンブル等依存症対策として、これまで全ての競輪場・オートレース場への相談窓口設置、顧客本人や家族からの申告によるアクセス制限等の各種取組を実施してきたが、この度のギャンブル等依存症対策推進基本計画の作成にあたって、これまで以上の取組を行っていくこととしている。
- ・ 具体的には、広告指針の作成・公表、競輪場や場外車券売場のATMの撤

去、地域の医療機関等との包括的な連携協力体制への参画などを進めていく。

- ・ また、5月14日から始まる啓発週間においては、SNSなどによる啓発活動や大学生向けのセミナーを実施するなど、依存症問題に係る普及啓発に積極的に取り組んでいく。
- ・ 今後とも、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき対策が着実に実施されるよう、引き続き、関係府省とも連携しつつ、関係団体等を指導していく。

(水嶋国土交通省海事局長)

- ・ モーターボート競走においても、徹底したギャンブル等依存症対策が構築されるよう、これまで施行者である地方公共団体及び関係団体とともに進めてきた取組を強化・深化させ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画へ盛り込んだ。
- ・ 具体的には、広告・宣伝の全国的指針の策定やATMの撤去を行うとともに、ギャンブル等依存症である者等の競走場へのアクセス制限制度に係る家族への周知の強化等を進めていく。
- ・ また、無料相談コールセンターへの相談内容等を分析し、依存症問題の実態を把握、必要な機関等への情報提供を行う体制を整備する。
- ・ 5月の啓発週間においては、SNS等による周知啓発、大学生向けセミナーの開催等、青少年や若い世代へ依存症問題に係る関心と理解を深める取組を講じる予定である。
- ・ 国土交通省としては、基本計画を踏まえ、関係府省庁と連携を図りながら、地方公共団体及び関係団体とともに、引き続き、実効性ある依存症対策にしっかりと取り組んでいく。

(白川警察庁生活安全局長)

- ・ 今般取りまとめられた「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」では、ぱちんこに関して、
 - ・ 広告・宣伝に関する指針の作成
 - ・ 本人同意のない家族申告による入場制限の導入
 - ・ ぱちんこ営業所のATM等の撤去等の推進
 - ・ 民間団体等に対する経済的支援
 - ・ ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定といった具体的施策が盛り込まれたところである。
- ・ また、来月の啓発週間においては、本基本計画に盛り込まれた普及啓発の一環として、業界団体により、ぱちんこへの依存問題に関するフォーラムの

開催等の取組が行われるところである。

- ・ 警察においては、ぱちんこへの依存を防止するため、引き続き関係省庁と連携しながら、本基本計画に掲げられた各種施策を着実に推進していく。

(林崎総務省自治財政局長)

- ・ 総務省としては、厚生労働省の依存症対策総合支援事業等の地方負担について適切に地方交付税措置を講じる。また、全国50か所にある総務省行政相談センターにおいて、各府省の取組に関する情報提供等を行うこととしている。
- ・ 引き続き、関係省庁と連携して、必要な対策強化に協力していく。

(松尾金融庁企画市場局参事官)

- ・ 本年3月には、多重債務相談員向け対応マニュアルについて、消費者庁と連携し、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携協力体制についての改訂を行った。
- ・ また、新規の貸付けを制限する「貸付自粛制度」については、3月29日より、貸金業に加えて銀行業においても開始され、貸金業、銀行業が一体となった制度として運用が始まったところである。
- ・ 今後、当該制度についてモニタリング等を通じ適切な運用を確保するほか、基本計画に盛り込まれた当庁のギャンブル等依存症対策について、しっかりと取り組んでまいりたい。
- ・ また、5月の啓発週間では、貸付自粛の政府広報や、多重債務相談窓口の周知、広報を強化していきたい。
- ・ 今後とも関係省庁と連携して、基本計画に盛り込まれた対策について、取組を進めてまいりたい。

(西山法務省政策立案総括審議官)

- ・ 法務省としては、これまで積み重ねてきた多重債務者への対応に加え、新たに次のような対策を着実に進めていく。

第一に、日本司法支援センター、通称法テラスにおいて、各種支援機関等と連携を図りつつ、支援を必要とする方々への適切な情報提供を推進する。

第二に、日本司法書士会連合会と連携して、相談対応等においてギャンブル等依存症問題に配慮できる司法書士の養成を目指す。

第三に、更生保護官署、矯正施設のほか、ハローワークとの相互連携も強化し、保護観察対象者等の社会復帰や就労について支援の充実を図る。

法務省は、これまで培ってきた支援や相談の実績を活かしつつ、国民が、一層安心して暮らすことのできる社会の実現に取り組んでいく。

(清水文部科学省総合教育政策局長)

- ・ 文部科学省は主として、予防教育・普及啓発を担当しているが、平成29年度末に公示された新高等学校学習指導要領の保健体育において、新たに精神疾患を取り上げるとともに、同解説において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を記載したところであり、これらを踏まえた指導の充実を図っていく。さらに、学校教育における効果的な普及啓発を推進するため、今月5日には教師用の指導参考資料を公表しており、学校における依存症に関する指導に御活用いただくこととしている。
- ・ また、学校教育に限らず、青少年やその保護者等を対象とした地域における依存症予防教室の開催の支援などにも引き続き取り組んでいく。
- ・ 加えて、5月の啓発週間において、関係省庁と協力し専門学校や大学等に対して普及啓発を推進するなど、今回取りまとめられる基本計画に基づき、ギャンブル等依存症対策を強化していく。

○ 次に、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」及び「ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義の使用について（案）」を本幹事会として了承し、推進本部に諮る旨が了承された。

○ 最後に、議長である杉田内閣官房副長官より、以下の発言があった。

- ・ 今回、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく初めての基本計画の案を取りまとめることができた。各省庁の積極的な取組に感謝する。
- ・ 関係省庁においては、各施策について本基本計画に掲げる目標を達成するべく、着実に推進していただきたい。
- ・ 特に、基本法の附帯決議において、関係事業者に対し依存症の予防等に可能な限り配慮するよう求めていることを踏まえ、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定やアクセス制限の強化といった関係事業者における取組をしっかりと実行に移していただきたい。
- ・ また、ギャンブル等依存症である方やその家族が、居住する地域にかかわらず必要な支援を受けられる体制が重要であり、全ての都道府県・政令指定都市へ相談・治療拠点を早期に整備する等の対策を推進していただきたい。
- ・ さらに、対策の推進に当たっては、医療機関、相談機関、民間団体等の多様な関係機関の連携協力体制を、各地域において構築することが不可欠である。そのため、全ての省庁において、基本計画に定められた連携協力体制の構築のための取組を確実に実施していただきたい。
- ・ 加えて、来月14日から20日には、法定の啓発週間を迎えることから、SNS等も効果的に活用しながら、正しい知識や相談先の普及啓発に徹底して取り

組んでいただきたい。

- ・ ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するため、地方公共団体や関係機関・団体、事業者等と密接に連携を図りつつ、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていく。

以 上